

裁判長
認印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	令 和 元 年 (受) 第 1 5 9 3 号
決 定 日	令 和 1 年 1 1 月 1 9 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 三 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	官 崎 裕 子 戸 倉 三 郎 林 景 一 宇 賀 克 也 林 道 晴
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	大 阪 高 等 裁 判 所 平 成 3 1 年 (ネ) 第 2 5 7 号 (令 和 1 年 6 月 1 3 日 判 決)
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。 第1 主文 1 本件を上告審として受理しない。 2 申立費用は申立人の負担とする。 第2 理由 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。 令和1年11月19日 最高裁判所第三小法廷 裁判所書記官 山之内 憲 二(印)	

当事者目録

申	立	人	C F J 合 同 会 社
同	代 表 者	代 表 社 員	C F J ホールディングス株式会社
同	代 表 社 員	職 務 執 行 者	浅 野 俊 昭
相	手	方	
同	訴 訟 代 理 人	弁 護 士	西 尾 剛

これは正本である。

令和元年11月19日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官

山之内 憲

